

議案第33号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市消防事務手数料条例(平成22年条例第13号)新旧対照表
 (現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額	
(3) 危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	<u>530,000円</u>	
		エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>830,000円</u>
		総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>1,010,000円</u>
		特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクの	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,120,000円</u>
		うち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1,420,000円</u>
		特定屋外タンク貯蔵所」という。)	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,660,000円</u>
		及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>3,880,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル	<u>5,100,000円</u>

	ル以上40万キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>6,290,000円</u>
オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>1,130,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>1,340,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,500,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1,830,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2,140,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>4,350,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>5,570,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量	<u>6,770,000円</u>

			量が40万キロリットル以上のもの	
		カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	<u>5,750,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>7,250,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>10,700,000円</u>

(15) 危険物製造所等の設置許可の完成検査前検査手数料	法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	ウ 令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>410,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>540,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>700,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>920,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量	<u>1,040,000円</u>

		量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,600,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,820,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>2,030,000円</u>
	エ 令第8条の2第5項に規定する溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>490,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>630,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>990,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量	<u>1,310,000円</u>

		量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,720,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>3,320,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,060,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,650,000円</u>
	オ 令第8条の2第5項に規定する岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>9,100,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>12,400,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル	<u>17,000,000円</u>

			ル以上の屋外タンク 貯蔵所	
(17) 特定 屋外タン ク貯蔵所 の保安検 査手数料	法第14条の3 第1項又は第2 項の規定に基 づく特定屋外 タンク貯蔵所 の保安に関す る検査	ア 特定屋外タンク 貯蔵所(岩盤タン クに係る屋外タン ク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリッ トル以上5,000キロ リットル未満のもの	<u>310,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が5,000キロリッ トル以上1万キロリ ットル未満のもの	<u>430,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が1万キロリット ル以上5万キロリッ トル未満のもの	<u>720,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が5万キロリット ル以上10万キロリッ トル未満のもの	<u>960,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が10万キロリット ル以上20万キロリッ トル未満のもの	<u>1,210,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が20万キロリット ル以上30万キロリッ トル未満のもの	<u>2,950,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が30万キロリット ル以上40万キロリッ トル未満のもの	<u>3,620,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が40万キロリット ル以上のもの	<u>4,170,000円</u>

		イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>2,660,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>3,190,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>4,790,000円</u>

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額	
(3) 危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	<u>570,000円</u>	
		エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>880,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>1,070,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,200,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1,520,000円</u>

<p>特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの</p>	<p><u>1,780,000円</u></p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの</p>	<p><u>4,070,000円</u></p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの</p>	<p><u>5,340,000円</u></p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの</p>	<p><u>6,490,000円</u></p>
<p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの</p>	<p><u>1,180,000円</u></p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの</p>	<p><u>1,410,000円</u></p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの</p>	<p><u>1,580,000円</u></p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの</p>	<p><u>1,940,000円</u></p>
	<p>危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの</p>	<p><u>2,260,000円</u></p>

			トル未満のもの	
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>4,550,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>5,820,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>7,070,000円</u>
		カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	<u>5,930,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>7,470,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>10,900,000円</u>

(15) 危険物製造所等の設置許可の完成検査前検査手数料	法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	ウ 令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>420,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>560,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量	<u>730,000円</u>

	量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>960,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,090,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,660,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,900,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>2,120,000円</u>
エ 令第8条の2第5項に規定する溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>530,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数	<u>680,000円</u>

量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,030,000円</u>	
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,410,000円</u>	
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,780,000円</u>	
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>3,430,000円</u>	
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,190,000円</u>	
危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,800,000円</u>	
オ 令第8条の2第5	危険物の貯蔵最大数量	<u>9,320,000円</u>

		項に規定する岩盤 タンク検査	量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>12,600,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	<u>17,300,000円</u>

(17) 特定 屋外タンク貯蔵所の保安検査手数料	法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>320,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>460,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>750,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1,020,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,300,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量	<u>3,150,000円</u>

		量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>3,870,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>4,460,000円</u>
	イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>2,690,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>3,230,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>4,830,000円</u>